

以下、戦後の本県の代表的な土地改良事業の一つである県営満濃池用水改良事業を紹介しよう。

県営満濃池用水改良事業 当時の県耕地課の若い職員（昭和四十三年「香川の土地改良」の嶋村利文著「満濃池関係の一連の県営事業の完成にあたって」）によると、昭和十四年九月のある暑い日、満濃池水利組合の強い要望により県の耕地課の課長らと組合との会談がもたれた。会談の場所は満濃池の神野神社で、ときあたかも県下の農村は大干ばつに見舞われ、満濃池も水をほとんど使い果たしてあとは証文水を残すだけという惨たんたる状況にあった。組合の幹部らは神社の境内から残り少なくなった池水を指さしつつ県当局に次のように訴えた。「昭和五年に満濃池の堤防を五尺かさ上げしたが、今年のような干ばつの年には用水はなお不足するので、再度かさ上げしてさらに池水を増やしたい。ついてはあらたに土器川から取水するつもりである」と。

この後ただちに県側は土器川沿岸用水改良事業の基本構想をつくり、十六年には農林省認可の県営用排水幹線改良事業として満濃池のかさ上げ工事が始まった。近代に入ってからには明治三十八〜三十九年のかさ上げ工事、昭和三〜五年のかさ上げ工事に続く第三次の大工事であった。工事に当たるのは県の出先機関である県営満濃池

用水改良事業所である。事務所は池尻に近く神野村池下集落に設けられた。

土器川沿岸用水改良事業の基本構想によると、土器川の常包橋近くにコンクリート堰堤を築造し、その貯水は土器川に水利権をもつ土器川右岸地区が利用、余水に限ってこれを満濃池に導水する計画であった。コンクリート堰堤の築造で湖底に土地を失う農家は移住として満州に送り出すつもりであったといわれている。下流の多数の利益のためには上流の小数の犠牲も止むなしとする戦前の公共事業最優先主義に基づく強引な計画であった。しかし、しだいに深刻化する戦時経済下での資材不足、労働力不足のために工事は十九年に中断を余儀なくされた。

戦争で中断していた満濃池の工事は二十二年に再開された。事務所に電灯もなく、職員も所長を含めわずか三名という小所帯での工事再開であったが、満濃池土地改良区設立の二十六年以降、堤防のかさ上げ工事は一挙に進んだ。人夫は現地の農家から調達し、作業は早朝の五時から夜の一〇時にまで及んだ。その模様を二十七年三月二十八日付けの『四国新聞』は、「工事は高松市玉藻建設が土砂運搬を請け負い、延長一九〇呎の大型コンベアで一日二〇〇立方呎もの土砂を運ぶという大掛かりなもので、水洩れを懸念してコンクリートは全然使わず、このため付近の小山六か所は変形するほどにつぶされ、毎朝午前四時ごろから寒風にさらされ野鳥の不気味な声を聞きながら総燭光五〇〇〇ワットの投光器の光で最後の仕上げを急

いでいる」と報じている。

補償問題と水利権問題 満濃池用水改良事業の最大の難関は水没農家の補償問題であった。満濃池の堤防に立って湖を見はるかすその先端の地は五毛集落である。かさ上げ工事のたびごとに五毛集落の人たちは奥地へ奥地へと移動を強いられ、今回はさらに総農家数四〇戸のうち三〇戸の家屋と一〇町歩の水田、八反の畑、二二町歩の山林などが水没するほか、神社や寺院も移さなければならなかった。

移転農家に対する補償交渉は難航を極めた。農地の買収はすでに戦前に始まっていたが、あらたに補償交渉を開始するにあたって、買収完了の農家、一部買収済の農家、未買収の農家とそれぞれの立場で利害が異なっていたことが補償交渉を困難にした最大の理由であった。県当局と水没農家との折衝は農家ごとにおこなわれ、二十六年に始まった補償交渉が完了したのは満濃池用水改良事業完成の前年の三十三年であった。ちなみに、水田および畑の買収価格は反当たりそれぞれ一八万円と一二万円で、生活補償費としては大人には三万六〇〇〇円、子供にはその半額が支払われた。このほか協力感謝料という名目で一戸当たり一〇万円の保証金が支払われている。

土器川導水に関する戦前の構想はコンクリート堰堤の築造と土器川左右両岸の一元的な水利計画であったが、戦後の計画では土器川の右岸地域は水利計画から切り離し、コンクリート堰堤の築造は頭首工の建設に変更された。頭首工が建設される天川はコンクリート堰堤築造の予定地であった常包橋付近よりさらに五^ノ上流の地点で、ここから約四七〇〇^ノの導水路を新設して土器川の水を満濃池へ引き入れるのである。

天川導水路の建設にあたっての最大の難関は土器川に新しく水利権を設定することであった。つまり、土器川上流の水利権はもともと土器川右岸にあったから、新しく土器川から取水するにあたって右岸の上流・造田地区から下流・丸亀地区にいたる地域の市町村や土地改良区のすべての承諾を得なければならない。度重なる交渉の結果、満濃池への取水は余水にかぎり認められた。余水とは降雨による不時の増水などのときに瀬戸内海に流れ出てしまう、土器川右岸にとっては農業用水としては無効の川水のことである。

天川頭首工と満濃池を結ぶ導水路の敷地となる農地や山林の買収も簡単には進まなかった。満濃池用水改良事業の竣工を記念して発刊された雑誌『まんのう』（昭和三十四年）には困難であった用地買収にかかわるエピソードが数々記されている。その『まんのう』によると、天川導水路建設に関して、農地の買収ではないが次のようなトラブルもあった。琴平の象頭山を右に見ながら土器川上流に向かって国道四三八号線をしばらく車で走ると、琴南町役場を過ぎたところに天川神社の齧没たる杉木立が目にはいつてくる。天川導水路の隧道はこの杉木立の真下を走っているのだが、隧道建設当時、境内の地下を掘下げるなどは神域を汚す不敬の所業であるとか、掘下げれば必ず神木の杉が枯死するとかで氏子らの猛反対があり、満濃池用水改良事業所から神社に寄付金を払うことでようやく隧道の建設に着工できたという。このトラブルの舞台となった天川神社の参道口のすぐ下に国道四三八号線を隔てて土器川が流れており、ここに天川頭首工がつくられた。天川頭首工の完成は三十三年のことである。

満濃池土地改良区の財政事情 昭和三十四年三月、

県営満濃池用水改良事業はすべての工事を完了し、貯水量は七八〇万^{リットル}から一五四〇万^{リットル}へと一挙に倍増した。工事があらかた完成した三十三年には満濃池の初ユル抜きはこれまで

の六月二十日を改め六月十五日に早められた。事業費は総額五億四三三二万円で、半額を農林省が補助し、残り半額を県と受益団体である満濃池土地改良区が折半する。したがって、満濃池土地改良区の負担金は事業費の四分の一にあたる一億三五八三万円であり、この一億三五八三万円の八〇割のおよそ一億円は農林漁業金融公庫からの借入金でまかなわれた。しかし、事業完成後、満濃池土地改良区はこの借入資金の利子すら返済できないほどの財政不振に陥った。

土地改良区の財政は改良区が受益農家に賦課する賦課金によってまかなわれる。そして、土地改良区があらたに大規模な事業を実施する場合は、通常、賦課金を増やすなり受益農家を増やすなりして資金の調達がこなされるのだが、今回の満濃池かさ上げ工事では、当初予定の一三〇〇町歩の新規加入地区は実際はわずか三〇〇町歩にすぎず、さらに都合の悪いことには組合の内部不統一から賦課金を増徴することもできなかった。満濃池掛かりは証文水地域と呼ばれる上流地域とそれ以外の下流地域とは利水に厚薄のあることはすでに説明したところである。しかし、賦課金の徴収方法はその変更を求める下流側の強い要望にもかかわらず、明治以来一貫して均一賦課の方法が踏襲された。ちなみに昭和三十年当時の賦課金は反当たり一〇〇〇円であった。だから、下流側にしてみれば上流の用水潤沢は下流側の犠牲の上に確保されたものであって、今回のかさ上げ工事の費用はその犠牲を償う意味でも上流側が負担すべきであるという強い思いがあり、あえてかさ上げ工事が必要としない上流側は上流側で、工事の費用はこれを必要とする下流側が負担すべきであるという態度であった。このような土地改良区内部の対立を解消することなく今回の大事業が進められたため、事業完成後に満濃池土地改良区は極度の財政不振に陥ったのである。そして、かさ上げ工事の関連事業として昭和二十八年から始まった金倉川沿岸用水改良事業——満濃池の幹線水路の改良事業で、四十四年三月に完成——で改良区の財政赤字はいっそう増える

こととなった。

かさ上げ工事の三年後の昭和三十七年、満濃池土地改良区は農林省など関係機関に「財政再建についての陳情書」を提出、農林漁業金融公庫からは新規借入、償還元利金据置きなどの財政援助を得つつ、懸命の財政建直しに取り組むこととなった。財政再建の見通しがついたのは香川用水の水が満濃池掛かりにやってきた昭和四十九年ごろである。

二、香川用水計画

香川用水計画の成立 香川用水計画は、吉野川総合開発計画の一環として、吉野川の水を香川県に導入し、本県の用水不足を抜本的に解消して、産業基盤を強化するとともに、生活環境の整備を図ることを目的とするものである。

この香川用水計画が成立するまでには、次のような経緯があった。すなわち昭和三十八年（一九六三）四月に建設省は、早明浦ダムの実施計画調査に着手した。そして同四十年の七月に堤高を一〇六呎に上げ水量を増やし、各県への分水量と経費分担の計算をやり直し、最終的な試算として、同四十一年六月の吉野川総合開発部会および、審議会に提出したのである。

こうした動きに対応して、香川県では昭和四十年一月、香川用水事業計画の推進と調査事務所設置を関係の各省に陳情するとともに、農林部土地改良課に香川用水係を新設した。（同年六月）そして同年の末、いきなり農林省へ「大規模調査地区」として四十一年度に採択するようにと陳情したのである。一般に国営事業の調査地区の採択は、一年前から大体の順序を決めているのに比べ、かなり性急な採択陳情であった。ただこの時期は、早明浦、池田ダムとも四十五年度に完成するという計画であったので、香川用水計画を急がないと、予定どおり水源が完成しても、本県へ導水することができないということで、このような陳情となったのである。

そして昭和四十一年四月農林省は、ついに香川用水計画を国営土地改良事業調査地区として採択し、事業計画の取りまとめを開始した。同年六月香川県においても「香川用水事業建設期成会」が結成され、いよいよ香川用

水計画は本格的になってきた。その後この研究会は、県と一体となって「地区研究会」「市町村研究会」ともども根気よく末端まで啓もう、説得に当たっていたのである。翌四十二年四月には、早明浦ダム建設事業が水資源開発公団に移管された。県でも「香川用水調査事務所」を設置し活動を開始した。その年の十月農林省は、早くも香川用水計画の全体実施設計に着手した。そして大川東部三町（大内・白鳥・引田）を香川用水計画地域に追加編入するという大きな変更を行いながら昭和四十三年九月に全体実施設計を完了したのである。普通、大規模調査と全体実施設計とを併せて四―五年はかかるものを、わずか二年半ですべてを終えたのであるから、まさに異例のことと言えよう。

香川用水計画の概要 早明浦ダムによって新たに開発された水のうち、年間二億四七〇〇万トンの水量は、徳島県三好郡池田町に建設された池田ダムに取水施設を設けて、かんがい期平均毎秒一二・五ト、非かんがい期平均毎秒五・五ト取水し、阿讃山脈を貫く八誌の導水トンネルで三豊郡財田町に導き、ここから東西に延びる幹線水路によって、東部は大川郡白鳥町宮奥池まで（延長七三誌）、西部は三豊郡豊浜町姥ヶ懐池（延長一三誌）、また、東部幹線水路の高瀬支線（山本町神田から分岐）は、高瀬町の満水池（延長一一誌）まで導水して農業用水、都市用水に利用する計画である。

導入する水量は、農業用水として年間に一億五〇〇万ト、上水道用水六三〇〇万ト、工業用水七九〇〇万トの合計二億四七〇〇万トの水量を、年間六パターン（最大時は毎秒一五・八ト、最小時は毎秒五・〇ト）に分けて導入するのである。

次にその供給計画は、表198に示すように農業用水では三万七〇〇鈔の水田、畑地のかんがい、上水道用水は五市一五町を対象に、工業用水は工業開発三地区に供給する計画で、特に上・工水については広域的な用水供給事

業を行うこととしたのである。

また施設計画については次のようになっている。

導水トンネル、香川用水は徳島県の池田ダムから取水し、阿讃山脈下の延長八誌の阿讃トンネルを経て、香川県の財田町に導水される。

幹線水路および専用施設、幹線水路の総延長は九七誌、そのうち財田町から高松市古川までの区間三五誌は多目的に使われる。また幹線からの分水はおよそ一七〇の地点で行われ、それぞれ異なる。

事業費は全体で七七六億二一〇〇万円を要している。その内訳は次のとおりである。

ダム費（早明浦・池田ダム分担額）

六六億一〇〇〇万円

幹線水路費

二四九億九一〇〇万円

内訳 共用区間

一四八億一一〇〇万円

農業専用区間

一〇一億八〇〇〇万円

都市用水専用施設費

一五一億円

農業用水専用施設費

三〇九億二〇〇〇万円

国営畑地かんがい

五〇億一〇〇〇万円

内訳 付帯県営

一八四億一〇〇〇万円

この予定工期は、昭和四十年四月から昭和五十五年三月となっていた。しかし、付帯県営、閔連団体営の事業はその大半を終えているが、一部は六十三年現在も継続実施中である。

三、香川用水の建設

香川用水の起工式 香川県民待望の香川用水事業は、昭和四十三年十月二十四日、香川県三豊郡財田村（現在の財田町）財田中の阿讃導水トンネル出口で、幹線水路工事を分担して施行する農林省、水資源開発公団と、関連工事を担当する香川県の三者共催によって晴れの起工式が盛大に行われ、ここに世紀の大事業が力強くスタートを切ったのである。

起工式前年の九月十九日、皇居に招かれた金子香川ほか一県の知事が、それぞれの県の地方自治の実態を昭和天皇にお話し申し上げた。その折、金子知事は、内容を目下の香川県政の最重点施策である「香川用水計画」にしばり上奏した。陛下は、かねて香川県の水事情をご承知であり、満濃池などを現地でご覧になっていることもあって、強いご関心を示されたという。

幹線水路工事 香川用水事業の早期完成は、県民あげての願望であった。そこで、県は着工から完成までの工期短縮、経済的な事業実施方法、特に事業主体について検討を加えた結果、農業用水、都市用水の共用区間は水資源開発公団営、農業専用区間は国営（農林省）で施工することが得策であるとの結論になった。

このことを関係諸官庁に対し熱心に陳情を重ねた結果意向が入れられ、幹線水路を公団営と国営の二本立てで施工することとなったのである。

公団の担当する共用区間の施工延長は約四六・八詰で各工種別内訳は表199のとおりである。

公団営の工事は各種の事情によって二か年遅れて昭和四十九年度に完了した。また、国営工事は施工総延長約

五九詰であり、各工種別の内訳は表200のとおりである。

工事は昭和四十四年西部幹線水路上流のトンネル工事を皮切りに次々と着手し、昭和五十二年度末に全幹線水路工事が完成をみた。

関連事業

関連事業のうち、農業用水については国営付帯県営事業として昭和四十六年度から陶・音谷・由佐・新池など二一地区の支線工事を皮切りに着手した。昭和六十二年度末に至るまでの竣工箇所は四六地区で、

その進捗度は総事業の約七〇〇程度となっている。六十三年度以降の残事業地区三四については（継続実施中一五地区を含む）今後の適切な施行が期待される。また、団体営かんばい事業の竣功地区は二〇四、残量は六三地区である。（継続実施中一六地区を含む）

次に、広域水道の建設のうち県営水道用水供給事業については、次表のとおり四浄水系にわかれ、県下の五市一九町の、簡易水道が給水対象となっている。なおこの数字は第一次拡張計画を含むものであり、当初計画ではこのうち五市一五町が対象であった。

また、工業用水道の建設については、昭和四十六年、県はさきに想定した工業用水の将来需要について、その地区別供給計画を調整した。これは、県下の工業開発主要三地区のその後における工業用地の造成面積、新規の工業立地業種などの動向に対応して、当面の見直しを行ったものである。

その結果、香川用水関連工業用水道による用水配分は、「坂出、丸亀地区」日量一四万ト、「高松地区」日量三万ト、「観音寺、詫間地区」日量三万トとなった。

この計画については、今後とも企業立地のすう勢に応じて弾力的な運用を図っていくこととしている。

次に中讃地区工業用水道の建設であるが、県は昭和四十

十七年三月、この年月、才道専務主任は遺言を執行し、昭和四十七年度から延命降臨した。才道専務主任は、このことによりである。

○給水区域……坂出市(番の州地区)、丸亀市、宇多津町の一部および多度津町地先の埋立地

○給水能力……日量一四万ト

○地区別用水配分 番の州地区……日量七万ト

宇多津地区……日量二万六〇〇〇ト

丸亀地区……日量三万六〇〇〇ト

多度津地区……日量 八〇〇〇ト

○水源……香川用水

○工期……昭和四十七年～昭和五十五年

○事業費……五六億円(共同施設である早明浦ダム、池田ダム、香川用水などの負担金を含む)

四、香川用水の通水と管理

香川用水の通水 県民待望の香川用水の暫定通水式が行われたのは、昭和四十九年(一九七四)五月三十日、三豊郡財田町長野の東西分水工の施設地であった。吉野川の水を讃岐平野に導入することは、水不足に悩まされ続けてきた県民にとっては、昔からの夢であった。その願いがこの日ようやく実ったのである。

そして、翌五十年六月からは池田ダムを通じて本格的な通水が開始されはじめた。それから十二年後の昭和六

十二年度末までに導入された水量は一八億一五七五万トに達し、讃岐平野を潤すと共に、県民の生活と産業に大きく貢献し続けているのである。

香川用水の管理 こうした香川用水の共用区間と農業専用区間の管理は、次のような区分で行っている。

すなわち、池田取水工から導水する香川用水幹線水路工事の建設は、農業用水と都市用水の共用区間は水資源開発公団によって、農業専用区間は国営(農林省)で施工した。したがって、その管理も制度どおり共用区間は水資源開発公団が、農業専用区間の幹線水路は香川用水土地改良区が国から委託を受けてそれぞれ管理を行っている。

吉野川の水を適正にむだなく、しかも高度に利用するため、池田取水工から幹線水路の末端分水工に至るまで、一貫して水資源開発公団、香川用水土地改良区はテレメーター、テレコントロールなどで情報の収集と緊密な連絡調整を保ち、常に人と機械が一体となって、近代的な管理を行い、必要に応じてパトロールを行うなど管理に万全を期している。

次に都市用水の管理であるが、まず、県営広域水道の管理をみると、県水道局では各浄水系ごとに、香川用水幹線水路の最寄りの位置に、それぞれ一か所の浄水場を設け、香川用水を幹線水路から導水管で四浄水場に導水している。

各浄水場では、原水質のいかんを問わず、常に水道の水質基準に合致する浄水を作るために、細心の注意を払い努力している。

第十四章 豊かな郷土香川の創造

また、県営工業用水道の管理をみると、中讃地区工業用水道の浄水施設は、中部浄水場に県営水道と併設しており、上水と工業水の管理の一元化をはかっている。また運転管理については、所定の工業用水水質基準に合致する工業用水を給水することを目標としている。

香川用水の変更 水の需要の動向が、当初計画の時点より大きく変わったので、都市用水間でこれを調整することとなった。昭和五十八年九月水資源開発公団と建設省の間で水利使用協議を行い、工業用水の毎秒二・五㍓を一・二㍓削減して、これを上水道用水毎秒二・〇㍓に加え三・二㍓として、当面の上水道用水の不足分を充足したのである。